

合併処理浄化槽を 設置される皆さんへ

平成九年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請者の募集を行います。

対象者

平成十年三月二十日までに次に掲げる補助対象地域に合併浄化槽の設置が可能な人

補助対象地域

下水道認可区域、農業集落非水事業区域（浜辺田地区の一部、久礼田地区久礼田）以外の市内全域

提出書類

補助金交付申請書、浄化槽設置届出書または設置概要書の写し、土地謄本など所有権を証する書面、住宅および土地を借りている人は、賃貸人の承諾書（親子の場合は戸籍抄本を添付）、その他市長が必要と認める書類。

受付日

平成九年三月三日～毎月末日締め。人槽ごとに基款（予算）が決まっていますので、人槽ごとに受け付けます。希望者が上回った場合は抽選とし、以降締め切りとします。

注意

補助金交付決定前に着工された人（屋外配管を含む）お

よび営業用建物は対象となりません。

補助金額

人槽区分	補助限度額
5人槽	30万9千円
6～7人槽	46万3千円
8～10人槽	82万4千円

※お問い合わせは、

生活環境課処理場整備係

（☎市役所内線343）まで

届け出はもうお済みですか？

第三号被保険者特例届は

三月三十一日限りです

全国的に「届け出忘れ」が多かったことから、期限を設けて実施した「特例届」の受け付けも締め切り間近です。

四月からは、通常の「第三号被保険者該当届」に戻りますから、届け出が遅れた二年以上前の期間は時効により「保険料未納期間」となります。「二年以上前の期間であっても納付済み期間とする」

固定資産課税台帳の縦覧

- とき 4月1日～21日（土・日は除く）
- ところ 市役所一階税務課資産税係
- 対象 平成9年1月1日現在の固定資産の所有者、または所有者から縦覧の委任を受けた人
- 必要なもの 身分を証明するものと認印。代理人の場合は、委任状が必要です（法人所有の資産については、代表者からの委任を受けてください）。手数料は必要ありません
- お問い合わせ 税務課資産税係
（☎市役所内線151）

*第三号被保険者とは、第二号被保険者（厚生年金保険・共済組合の加入者）に扶養されている二十歳以上六十歳未満の配偶者をいいます。が、市役所国民年金係への手続きが必要です。

納付期間が足りない人

心配されている人や

途中で納付を止めている人へ

今、老後に年金は受けて当

たり前の時代になっています。

あなたの年金は大丈夫ですか。

永い人生ですから、種々な

事情で納付できないことも起

こります。しかし、一人一人の歩んできた人生の後半に年金があるようにと強く願わずにはいられません。

老齢基礎年金を受けるためには、納付期間、免除期間、合算対象期間（カラ期間）を合わせて二十五年以上必要です。

まずこの期間をきちんと調べて、なお、不足する場合は任意加入する方法なども考えられます。

年金制度は、法律改正を幾度も重ねて、非常に複雑になっています。心配な時や年金をあきらめかけた時には、ぜひ年金相談にいらしてください。一緒に考えましょう。

お近くの

社会保険事務所
市役所国民年金窓口、
高知年金相談
サービスタウン
（高知市駅前町一〇八）
高知東邦生命ビル二階
（☎市役所内線137）まで

